

一般社団法人日本スポーツチア&ダンス連盟 競技会審判規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本スポーツチア&ダンス連盟（以下「連盟」という。）主催競技会および承認競技会の審判に関し、必要な事項を定める。

(審判員の定義)

第2条 審判員は、審判の訓練を受け、客観的且つ一貫性のある評価を下す能力を持ち合わせた者であり、連盟の定める審判員基準に達した者でなければならない。

(審判員の編成)

第3条 大会毎に以下の役割を持つ審判員を編成する。

(1) 競技ディレクター

大会審判進行責任者として、競技規則に則り、公正且つ適切に競技が進むよう競技全般を統括する。

(2) クオリティジャッジ

審判員の得点やコメントの適正、審判員間の点差を確認する。

(3) ヘッドジャッジ

担当部門の審判責任者として審判内容（得点、コメント、違反内容）について最終決定を行う。

(4) パネルジャッジ

演技の審判を行う。

(5) セーフティジャッジ

競技規則の違反を確認し、注意、警告、減点を行う。

(採点方法)

第4条 競技の採点方法は次のとおりとする。

(1) 点数は0.5点刻み、100点満点で採点する。

(2) 審判員は3名以上で編成する。かつ、奇数であることが望ましい。

(3) 審判員の合計点（チームの得点）を、審判員の数で割った平均点を算出する。違反があった場合は、平均点から違反による減点を引いたものをチームの総合得点とする。

(4) 審判員が5名以上の場合、最高点と最低点を取り除いた中間の審判員の合計点がチームの得点になる。

(5) 総合得点は小数点以下2桁まで残し、それより下の数字は切り捨てる。

(6) ヘッドジャッジは、競技ディレクターと協議の上、過度にかけ離れた点数を提示する審判員に対し点数変更を検討させる場合がある。

(順位決定)

第5条 順位は高得点順とし、同得点の場合は同順位としそれ以降の順位を繰り下げとする。但し、最高得点が複数存在する場合は審判員の1位評価を多く得たチームを第1位とするが、全ての

条件が同一の場合は、全審判員の合計得点により最終順位を決定する。

(審判基準)

第6条 審判は、スコアシートに記載された各項目に従い行う。スコアシートの内容および詳細は別途資料に定める。

(その他)

第7条 審判の公平性・中立性を保つため、ヘッドジャッジおよびパネルジャッジは、自身が現在指導に関わるチームおよび4親等内の親族・配偶者が在籍するチームについて審判することは出来ない。審判員は競技会毎に必ず事前に指導チームを申告すること。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2026年2月24日より施行するものとする。